

# 動物看護師統一認定機構設立趣意書

犬や猫などの家庭動物の一般家庭における飼育が普及し、動物に対する福祉や愛護の意識が国民各層に浸透する中、国民生活において人と動物がより良い関係を築きあげることが国民の関心事となってきています。

このような事情を背景に、獣医療提供に対する社会的要請は高まりをみせ、かつ、高度化・多様化してきていますが、国民の要請に応えるためには、人の医療と同様に、獣医療業務を獣医師と他の獣医療従事者が連携して実施するチーム獣医療体制を構築し、獣医療提供の質の向上を図っていくことが求められます。

特に、家庭動物の診療施設において動物の看護をはじめとする獣医療補助を主たる業務とする獣医療従事者の役割は、獣医療の向上のみならず、飼育者に対する動物の保健衛生指導や動物行動学を基礎とした適正飼育管理の普及推進を図る上で必要不可欠なものとなっています。

また、産業動物診療部門、公務獣医療部門（家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の行政・試験研究分野）においては、獣医師専門職の要員不足が指摘される状況にあり、これらの部門においても獣医師の業務を補助する公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成の必要性が指摘されています。

人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカルスタッフとしての看護師、臨床検査技師、診療放射線技術師等の20種以上の医療専門職が公的資格として制度化され、医師、歯科医師とこれらの公的資格を有する医療従事者とによるチーム医療提供体制が整備されています。

一方、獣医療の現状を見れば、国家資格は動物の診療を業務とする獣医師のみであり、獣医師とその他の獣医療従事者とによるチーム獣医療提供体制の整備がなされないまま、各診療施設では必要に迫られて獣医師の補助的業務を担う者を雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、獣医師が行う診療の補助業務の他、入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務及び維持管理業務等に従

事させていますが、その就業環境は未整備で社会的認知も十分には得られていない状況にあります。

平成 21 年 4 月、動物看護職の現職の者をはじめ獣医療に係る関係団体、大学・専門学校・専門校、動物関連企業の賛同の下で、関係省庁のご理解を得て、一般社団法人日本動物看護職協会が設立されました。

一方、農林水産省が平成 22 年 8 月末に公表した平成 32 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護職などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護職の地位や身分の確立、動物看護職に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記されました。

また、平成 22 年に宮崎県下で発生した口蹄疫の防疫対応の検証及び今後の我が国における防疫体制の改善方向の提案等を目的として農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会（座長：山根義久（日本獣医師会会長））の報告においても、今後あるべき方向性として、「獣医師以外の獣医療に従事する者（動物看護師など）の資格の制度化」が指摘されています。さらに、その後一部改正された家畜伝染病予防法の付帯決議においては、「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。」が盛り込まれました。

このように官民において、動物看護職の資格、知識、技能及び就業環境等の改善の必要性等が指摘される中で、日本獣医師会においては、平成 21 年に動物看護職制度在り方検討委員会を設置し、民間の動物看護職認定団体、動物看護職養成機関（以下「養成機関」という。）及び日本動物看護職協会等の関係者が参集し、チーム獣医療提供体制の整備に向けての方向性について検討が開始されました。

これまでの検討の結果、現状の動物看護職の知識・技術の高位平準化対策として、まずは、動物看護職の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一的実施による「認定動物看護師制」への移行を図る

ことが、関係者の間で合意されたところです。

そこで、まず、統一認定試験を実施するための具体的なステップとして、①最初に、現行の民間の動物看護職認定団体の共同による統一試験問題の作成に取りかかることとし、これと並行して、②認定動物看護師の資格認定のための全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として「動物看護師統一認定機構」（以下「機構」という。）を立ち上げ、今後、機構において、全国統一試験実施のための出題基準、合否判定基準等を策定した上で、統一認定試験の受験資格、試験実施の内容、試験等実費経費の負担等具体的事項の検討を進めることについても合意がなされました。

なお、第1回統一認定試験は、平成25年2月の実施を目途とすることとされたところです。

動物看護職の統一的資格認定制度を確立し、知識・技術の高位平準化を図ることにより、将来の公的資格制度につなげることは、動物看護職のみならず、獣医師を始め、獣医療に携わる者にとって永年の希望であります。

今、ようやく実現に向けて社会状況が整ってきたと言え、この機会を逃せば、我が国の獣医療の発展は立ち後れ、すでに動物看護職が制度化されて獣医療の高度化に邁進している欧米との格差は、ますます広がることとなります。

我々は、すべての獣医療関係者と養成機関の理解を得て、先ずは統一的な資格認定を軌道に乗せ、これを普及させることを目的として、機構を設置することといたしました。

皆様のご理解、ご支援を何卒よろしく願います。

平成23年9月1日

動物看護師統一認定機構設立発起人会

代表発起人 山根義久